環境配慮推進状況評価表 (事業種類別)

部局名: 教育局

事業種名: 建築物の建設、工作物の設置

1 取組の概要

(各部局における埼玉県環境配慮方針(埼玉県環境保全率先実行計画)~公共事業関連~に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。)

構想・計画段階から設計段階において、省エネルギー化の推進や周囲の生活 環境への配慮など検討を行い、環境保全に努めた。

2 主な成果

(特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。)

BEI の値を ZEB Oriented 相当以上 (BEI≦0.6) とすることで、省エネルギー 化に努めた。

3 今後の方針

(環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。)

施設の新築、改築及び大規模改修において、費用対効果を考慮した上で太陽 光発電設備の設置を検討していく。

建設後も、教育局資産マネジメント方針に基づく計画修繕において、高効率 化設備への更新を行う等、環境配慮を踏まえた取組を継続していく。

4 課題

(環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。)

現状では、建物の老朽化が深刻化しており、県費による太陽光発電設備の設置よりも学校施設の老朽化を優先している。

教育局資産マネジメント方針に基づく計画修繕についても、限られた財源や執 行課との調整等から、計画の実行性が課題である。

5 事業一覧

(様式第1号により個別評価を行った事業を列挙する。) 別表-2のとおり

別表 2

個別評価事業一覧

事業年度:令和5年度

部局名:教育局

事業種名:建築物の建設、工作物の設置

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	川口特別支援学校校舎増築工事	設計段階	45	36	80	4
	合計		45	36		

環境配慮推進状況評価表(事業別)

部局名 教育局 課・所・室名 財務課

事業の種類	12 建築物の建設、工作物の設置	事 業 名	川口特別支援学校校舎増築工事
事業の規模	鉄筋コンクリート造	実施場所	川口市大字赤井1234番地
計画期間	令和4年度~令和9年度	段階	設計段階

事業の概要:

(1)目的

特別支援学校の生徒増を踏まえ、過密が著しい川口特別支援学校の校舎増築を行う。

(2) 敷地・建物概要

【敷地面積】12,527.35 m²

RC造3階 1,754㎡ 【増築建物】北棟

> RC造4階 3, 118㎡ 中央棟 渡り廊下棟 S造1階 1.7 m^2

> > ※別表1を添付する。

総合評価

4

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

①景観への配慮

周辺は静かで良好な低層住宅地であり、本施設と調和するよう「落ち着き」「親しみ」「豊かさ」「安らぎ 」を兼ね備えたデザインとする。

②地域への配慮

北側は住宅地であり、日陰の影響を軽減するため高さを抑える。

③地球環境への配慮

省エネルギーに配慮した設備機器、照明器具の採用、建物を断熱、太陽光を利用し環境負荷の低減を図る。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

コージェネレーション等設置実績の少ない設備についても導入を検討し、さらなる省エネルギーを図るよう に努める。

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に 当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入す

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表1 12 建築物の建設、工作物の設置に関する環境配慮方針

事業名	川口特別支援学校校舎増築工事実施設計業務
配慮時期	設計段階

各種計画との整合等			該当	実施
	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の 自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	0	√
個別事項	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	0	>
	3	日照阻害、電波障害、風害の防止や景観の保全に努める。	0	\
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循 環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			実 施	
	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	0	1
	2	蓄電池等の導入を図る。	0	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	0	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	0	1
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	0	1
/==	6	交通流の整序化を図る。	0	1
個別事項	7	T DM(交通需要マネジメント)を促進する。	0	
	8	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。	0	1
	9	ノンフロン製品等の導入を図る。	0	1

10	建物の断熱化を図る。	0	>
11	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	0	✓
12	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	0	1
13	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	0	1
的配慮	・ は事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	該当	実施
1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	0	1
2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	0	
3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、 再生品を優先的に使用するよう努める。	0	1
4	日頃適切な補修管理に努める。		
5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	0	1
6	改修・修繕の容易な建物となるよう努める。	0	1
7	建物の耐久性に配慮する。	0	1
8	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理 する。		
9	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理 する。		
	11 12 13 约配應 1 2 3 4 5 6	11 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。 12 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。 13 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。 内配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進 1 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。 2 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。 3 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。 4 日頃適切な補修管理に努める。 5 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。 6 改修・修繕の容易な建物となるよう努める。 7 建物の耐久性に配慮する。 8 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。 9 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理	11 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。

基本方向 2 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり 該 基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出 当 施 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。 0 1 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。 0 個別事項 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。 0 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。 0

	5	県産木材の積極的活用を図る。	0	\
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	0	
	2	害獣・害虫等が繁殖しづらい建物構造・設備配置や樹種の選定等を行い、薬剤散布を極力行わない管理方法に努める。	0	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。		
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的	的配慮	③事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全	該当	実施
	1	水質等の保全を図る。	0	1
	2	地下水汚染防止対策に努める。	0	1
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	0	1
	4	公共下水道の導入を図る。	0	1
個別	5	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	0	1
事項	6	排水再利用(中水利用)システムの導入を図る。	0	
	7	節水機器の採用に努める。	0	1
	8	透水性舗装、浸透桝・浸透トレンチの採用に努める。	0	1
	9	地盤沈下対策を適切に実施する。	0	1
	10	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	0	1
基本的	的配慮	。 電事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全	該当	実施
	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	0	1
ir.	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	0	1
個別 事項	3	騒音・振動対策を適切に実施する。	0	1

 4
 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。
 O
 ✓

 5
 環境対策型建設機械の採用を図る。
 O
 ✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実 施
個別	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討 や記録の保存に努める。		
	2	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	0	1
事項	3	児童や県民等への学習の場を創出する。		
	4	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		

合計			
(a)	(b)		
45	36		

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = b ÷ a×100

実施率

総合評価

4

【総合評価の評価基準】

5:実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

4:実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。

3:実施率が、70%以上である。

2:実施率が、50%以上70%未満である。

1:実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。